

入所申込み案内書

1 入所順位決定方法の目的と内容について

特別養護老人ホームへの入所順位決定方法は、厚生労働省の「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」に基づいたものです。

須坂やすらぎの園では、施設が設置する「入所検討委員会」が3ページの「入所基準」に基づき「入所の必要度」を検討して入所順位を決定します。

この方法により、施設入所の必要度が高い人の入所を促進するとともに、入所基準を公開することによって入所決定過程の透明性・公平性を確保してまいります。

2 申込方法について

- ① 入所申込書に必要事項をご記入いただき、「介護保険被保険者証の写し」と「過去3ヶ月の介護保険サービス利用実績表の写し」を添えて、当施設にお申し込み下さい。
- ② 「過去3ヶ月の介護保険サービス利用実績表の写し」については、入所申込書の最後にあります「同意欄」にご記入いただいた場合は、施設が介護保険事業所等から直接取り寄せができますので、できるだけ署名・捺印をお願いします。
- ③ 申込書の記入方法は、別紙《入所申込書記入例》を参考にして下さい。

※なお、要介護1又は2の場合は特例入所となる為、市町村へ照会を行います。入所要件が満たない場合は、申込書類一式を返戻する事があります。

3 入所決定について

入所検討委員会の結果に基づいて、入所いただけるようになりましたら、担当者からご連絡申し上げ、その後の契約手続き等についてご説明申し上げます。決定後は、すみやかに入所の意思表示をしていただき、ご入所ください。

4入所を辞退される場合

入所順位決定方法の主な目的が「入所の必要度」が高いと判断された人から円滑に入所していただくことにありますので、今後、施設から実際に入所の意思確認をさせていただく際、皆様のご都合により入所を一時辞退する旨のご返事があったとき（本人の入院等やむを得ない理由があると認められるときを除きます。）は、原則、申し込みそのものがなかったことに、させていただきますので、施設入所が必要となった時点で、再度お申し込み下さい。

5その他

- ① 入所申込後の1番近い時期に開催される入所検討委員会で入所可否及び順位を決定します。なお、「入所の必要度」を判断して入所順位が決定されますので、新たな申込者があった場合には、入所順位は常に変わる可能性があります。
- ② 入所申込書に記入いただいた内容に変更があったときは、当施設にその旨のご連絡をお願いします。変更内容により、入所の必要度が再度判断される場合があります。
- ③ 入所の申込みから入所決定までの方法についての説明は、この案内書をもって、代えさせていただきます。入所申込み等について、ご不明な点などのお問い合わせは、当施設担当者までご連絡下さい。

382-0902

長野県須坂市大字日滝 2887-1

総合福祉施設 須坂やすらぎの園

理事長 大島順道

《担当》特別養護老人ホーム

相談員 戸谷